

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	修理仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	調達品目表のとおり		仕様書番号
品名 又は 件名	GMサーベイメータ TGS-131 ----- 校正		3補LPS-ET66752-5
			大承 臣認 令和 年 月 日
			作成 平成30年 7月 9日
			改正 令和 3年 7月 13日
			作成等 令和 5年 5月 31日
		作成等 部名	第 3 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、GMサーベイメータ TGS-131の校正について規定する。

1.2 対象機器及び数量

対象機器及び数量は、調達品目表による。

1.3 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、3補LPS-E00001によるほか、次による。

1.3.1

校正

計測器等について、より高い精度が確認されている計測器等を基準として比較して相違を見出し、必要に応じて調整及び補正する作業

1.3.2

著作権等

技術資料の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利）及びその他の権利

1.3.3

検定官

校正した計測器について合否の判定を実施する者

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

品名	GMサーベイメータ TGS-131 校正
----	----------------------

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

JIS Z 4511 X線及びγ線用線量(率)計測器の校正方法

b) 仕様書

3補LPS-E00001 外注整備共通仕様書

c) 法令等

著作権法(昭和45年法律第48号)

計量法(平成4年法律第51号)

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)(装管調第807号令和3年1月21日)

d) 技術資料 技術資料は、表1による。

e) その他

航空自衛隊物品管理補給手続(以下、“JAFR125”という。)

2 役務に関する要求

2.1 受入れ

受入れは、3補LPS-E00001の2.3による。

2.2 校正

契約の相手方は、表1の技術資料及びJIS Z 4511により校正を行う。ただし、校正に用いる器材は、計量法に基づく特定標準器とトレーサビリティが明確にとれている器材とし、表1の2に基づく計測器等の精度を保証された校正をしなければならない。

なお、校正の結果は附属書Aに基づき計測器等校正成績書を1部作成する。

2.3 検定

契約の相手方は、2.2の完了後速やかに計測器の計測器等校正成績書を第3補給処の検定官に提出し、合否の判定を受ける。

2.4 検定後の処置

検定後の処置は、次による。

a) 計測器の判定が合格の場合は、計測器の状態を示す合格品ラベルを検定官から受領し、対象機器の正面又は視認し易い位置に貼付するほか、JAFR125に基づき、使用可能(合格)物品票に必要事項を記入し、対象機器に添付する。

b) 判定が不合格の場合は、JAFR125に基づき、要修理(再修正)物品票に必要事項を記入し、対象機器に添付する。

2.5 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク(未発見の意図せ

品名	GMサーベイメータ TGS-131 校正
----	----------------------

ざる脆弱性を除く。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

3 監督・検査

監督及び検査は、3補LPS-E00001の6.2による。

4 出荷条件

出荷条件は、3補LPS-E00001の箇条8によるほか、包装及び外装は、商慣習による。

5 その他の指示

その他の指示は、3補LPS-E00001の1.5、1.6及び箇条10によるほか、次による。

- a) 図書の見覧 契約の相手方は、必要に応じて表1の技術資料及びJAFR125を、第3補給処整備部品管理課図書班で見覧する。ただし、技術資料に官側が有する以外の著作権等が含まれている場合は、当該権利を有する第三者との間で著作権等を侵害することのないように必要な措置を講じ、証明できる書類をあらかじめ提出した場合に限り、見覧が可能である。
- b) 不具合発生時の処置 契約の相手方は、校正中に不具合が発生した場合、不具合内容を記載した書類(任意)及び校正若しくは不具合が確認できた項目を附属書Aに基づき計測器等校正成績書を1部作成し、分支担官に申し出た後、指示を受ける。

表 1 —技術資料

番号	技術資料名
1	J. T. O. 00-10-11
2	J. T. O. 33K-1-1

附属書 A

(規定)

計測器等校正成績書の作成要領

A.1 目的

この附属書は、計測器等校正成績書の作成要領について定める。

A.2 様式

様式は、表 A. 1 によるほか、印刷物の規格は、JIS P 0138の A列 4番とする。

A.3 記入要領

記入要領は、次による。

- a) 機器名 機器の名称を記入する。
- b) 物品番号 物品番号を記入する。
- c) 部品番号 部品番号を記入する。
- d) 機器一連番号 一連番号を記入する。
- e) 製造会社名 製造（納入）業者名を記入する。
- f) 所属部隊 物品表に記載の部隊等の名称を記入する。
- g) 校正会社名 校正会社（業者）名を記入する。
- h) 会社搬入日 校正会社（業者）に機器が搬入された日を記入する。
- i) 作業命令番号 当該校正作業を識別できる番号を記入する。
- j) 整備員 校正作業を実施した者の署名又は押印をする。
- k) 校正年月日 校正作業を完了した年月日を記入する。
- l) 検定年月日 空欄とする。
- m) 次期検定年月日 空欄とする。
- n) 温度及び湿度 校正作業を実施した時の環境温度及び湿度を記入する。
- o) 検査判定 校正作業の責任者による合否の判定結果を示す検査印を押印する。
- p) 受領証書番号 管理換票に記載の証書番号を記入する。
- q) 故障状態 表 1 の 1 による。
- r) 作業内容 表 1 の 1 による。
- s) 作業工数 表 1 の 1 による。
- t) 作業結果 表 1 の 1 による。
- u) 校正に使用した器材 校正に使用した器材を記入する。
- v) 校正成績 校正成績を記入する。

表A. 1－計測器等校正成績書の様式

機 器 名							
物 品 番 号				作 業 命 令 番 号			
部 品 番 号				整 備 員			
機 器 一 連 番 号				校 正 年 月 日		検 査 判 定	
製 造 会 社 名				検 定 年 月 日			
所 属 部 隊				次 期 検 定 年 月 日			
校 正 会 社 名				温 度 及 び 湿 度		℃ %	
会 社 搬 入 日				受 領 証 書 番 号			
故 障 状 態		作 業 内 容		作 業 工 数		作 業 結 果	
校正に使用した器材							
校正成績							